

平成 26 年

第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 26 年 8 月 27 日開会

柳泉園組合議会

平成26年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 2
・平成26年度柳泉園組合行政視察の実施について	2 7
○閉 会	2 8

平成26年第3回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成26年8月27日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. 議案第7号 工事請負契約の締結について
6. 平成26年度柳泉園組合行政視察の実施について

1 出席議員

1番 野島 武夫	2番 近藤 誠二
3番 村山 順次郎	4番 大友 かく子
6番 小林 たつや	7番 斉藤 あき子
8番 小西 みか	9番 渋谷 けいし

2 欠席議員

5番 坂井 かずひこ

3 関係者の出席

管理者	並木 克巳
副管理者	渋谷 金太郎
副管理者	丸山 浩一
助 役	森田 浩
会計管理者	荒島 久人
清瀬市都市整備部ごみ減量推進担当部長	岸 典親
東久留米市環境部長	小林 尚生
西東京市みどり環境部長	湊 宏志

4 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	中 村 清
技術課長	佐 藤 元 昭
技術課主幹	鳥 居 茂 昭
資源推進課長	千 葉 善 一
書記	宮 寺 克 己
書記	横 山 雄 一
書記	小 林 光 一
書記	押 切 悦 子

午前 9時59分 開会

○議長（野島武夫） おはようございます。

欠席の連絡が坂井かずひこ議員からありましたので、御報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（野島武夫） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、8月20日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） おはようございます。

8月20日（水曜日）、代表者会議が開催され、平成26年第3回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

平成26年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月27日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第7号 工事請負契約の締結について」を上

程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

次に、「日程第6、平成26年度柳泉園組合行政視察の実施について」を事務局より説明を受け、予定期日をもって行政視察を行いたいと思います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第3回定例会を閉会といたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（野島武夫） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第7番、斉藤あき子議員、第8番、小西みか議員、以上お二人の方をお願いいたします。

○議長（野島武夫） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） おはようございます。本日、平成26年柳泉園組合議会第3回定例会の開催に当たり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第3回定例会の開催を控えまして、お忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、5月から7月までの主な事務事業について御報告申し上げます。

また、本日御提案申し上げます議案は1件でございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、第3回定例会の開会に当たりまして御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） ありがとうございます。

○議長（野島武夫） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成26年5月から平成26年7月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。行政報告に沿って説明させていただきます。

初めに、1ページの総務関係でございます。1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を東久留米市においては5月8日に、東村山市においては9日にそれぞれ開催し、その中で平成25年度における組合の施設管理運営、また、放射性物質濃度測定結果等について御報告申し上げ、御理解をいただいたところでございます。5月15日に関係市で構成する事務連絡協議会を、19日に管理者会議を開催し、平成26年第2回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)について協議いたしました。

続きまして、2の見学者についてでございますが、今期は15件、917人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が12件、888人でございます。

次に、3のホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、2ページでございます。4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。これも御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございます。両監査委員において5月20日及び7月18日

に例月出納検査が行われました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は7件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、表4-1に記載のとおり1万9,142トンで、これは、昨年同期と比較しまして、276トン、1.5%の増加となっております。

内訳では、可燃ごみにつきましては、4ページの表4-2のとおり1万7,273トンで、昨年同期と比較しまして358トン、2.1%の増加、また、不燃ごみにつきましては、表4-3のとおり1,784トンで、昨年同期と比較しますと78トン、4.2%の減少、また、粗大ごみにつきましては、5ページの表4-4のとおり85トンで、昨年同期と比較しますと4トン、4.3%の減少となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2でございます。有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページでございます。表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページの表6でございます。缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,907トンで、昨年同期と比較しまして190トン、9.1%の減少となっております。

次に、2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、5月に2号炉の定期点検整備補修及びごみ・灰クレーンの定期点検整備を実施しております。また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。6月には2号炉の定期点検整備補修が完了し、その後順調に稼働しております。また、1、2号炉の排ガス中のばい煙測定及び工場内の作業環境ダイオキシン類測定を実施しております。7月に入りまして、2号炉、3号炉の排ガス中のばい煙測定を実施しております。また、周辺自治

会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類の測定を実施しております。

なお、放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、11ページの表11-1から表11-3に記載しております。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポートの処理状況でございます。クリーンポートで焼却している可燃物等の焼却量は1万8,729トンで、昨年同期と比較いたしまして284トン、1.5%の増加となっております。

表8から10ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載しております。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、12ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。6月にバグフィルター清掃を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,869トンで、昨年同期と比較しまして82トン、4.2%の減少となっております。

続きまして、13ページの(3)リサイクルセンターでございます。7月に定期点検整備補修を実施し、その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表13のリサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は1,907トンで、昨年同期と比較しまして190トン、9.1%の減少となっております。

続きまして、14ページの3、最終処分場についてでございます。引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,442トンで、昨年同期と比較しまして41トン、1.7%の増加となっております。搬出状況は表14に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせずに、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表15に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページのし尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は319キロリットルで、昨年同期と比較しまして13キロリットル、3.9%の減少となっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載しております。

続きまして、16ページの2、施設の稼動状況でございますが、今期は7月に定期点検整備補修及び貯留槽清掃を実施いたしました。施設は順調に稼動しております。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページの施設管理関係、1、厚生施設でございます。各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は11.7%、テニスコートは8.6%、室内プールは11.8%、それぞれ利用者が減少しております。浴場施設は0.4%増加しております。詳細につきましては、表18-1及び18-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、18ページの表19に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございます。屋内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び19ページの表21に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後でございますが、これは調書と書類はございませんが、クリーンポートの大規模改修整備計画についてでございます。1点御理解いただきたいと思ひまして、報告させていただきます。

焼却施設の延命化を図るための整備計画の策定につきましては、議会等でもお示ししましたとおり、ことしの8月までには財政フレームを含めた整備計画を策定する方向で検討を進めてまいりましたが、この検討を重ねる中で、計画策定の参考とするため、他団体における整備計画の考え方や、また国の整備指針等についてあわせて調査もしたところ、多くの団体で、運転管理業務の効率化、また財政的メリットが図られるということで、契約方法として長期包括委託契約による運転管理方式を導入していることの実例等が報告されておりました。

この長期包括委託とは、焼却施設の維持管理にかかる業務委託の範囲を、運転管理だけでなく、維持管理に必要な消耗品や薬品等の調達、さらには各施設の補修までを一括して複数年の委託契約を行うことにより、維持管理のコスト等の低減を図ろうとするものであります。

組合といたしましても、運転管理にかかる経常経費の節減や施設の管理運営コストの削減は重要課題でございます。このことから、当組合における長期包括委託の導入による効果等をさらに検証する必要があるとの考えに至り、現在、このことにつきまして、新たな検討課題として取り組んでいるところであります。その結果、冒頭のとおり、8月をめどに整備計画の策定をするということで進めてまいりましたが、新たな検討課題に対応するための時間が必要となったため、11月ごろまでには策定するというところで作業を進めて

おります。今年度中にはいずれにしましても整備計画を策定するという事で進めておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野島武夫） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） まず、今、最後のところで御説明があった大規模改修に関して、新たな検討課題があるので期間が延びるということだったかと思うのですが、少し聞き漏らしたかもしれませんが、その場合の今後のスケジュールがどうなるのか、もう一度御説明いただきたいということと、コストの問題ですので、議会にもこういう場合になるとこのぐらゐのコストがかかる、こういう場合になるとこういうコストがかかると、コストの比較がわかる資料を議論の際には用意していただきたいということをお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。お聞きをいたします。

2点目なんです、8月20日付の読売新聞で、東京都は、東日本大震災の被災地で発生したがれきの処理支援に関する記録をまとめたということで記事が出されて、見出しは「がれき2割多摩地区に」と、被災地から都内搬入分7施設、この7施設の中には柳泉園組合も入るわけですが、約6,000トンということで報道がございました。東京都環境局のホームページにその旨の、東京都災害廃棄物処理支援事業記録という資料がホームページで閲覧できるわけですが、この記録をまとめるに当たって、東京都環境局から意見聴取ですとか調査などが当組合に対してあったのかということと、それと同様ですが、記録をまとめた後、それについて趣旨説明ですとか情報提供ですとか意見交換ですとか、そういう場面があったのかということで、2点目、お伺ひをしたいと思います。

それで、3点目なんです、私、厚生施設の利用状況というか、利用を促進するというか、たくさんの方に利用していただくことが必要であろうかと、既存の利用者の利便性を向上するという意味でもそういう取り組みが必要ではないかということは何度か質問させていただいております。先ほど報告の中で、具体的に数字は繰り返しません、幾つかの施設で、利用率というんですかね、利用数というんですかね、がかなり減少していると、そういう施設もあるということで御報告をいただいたと思ひます。施設の性格上、制限はあることは承知しておりますが、ごくささやかなものでも利用者の利便性、ぜひ今度もまた利用したいと思ふ施設にする工夫というのはあっていいのかと思ひますが、前定例会か

ら今回の間に実施したものとか、あるいは今後実施していこうと思っているものとか、そういうものがあればお聞きをしたいと思います。今のが3点目ですね。

4点目ですが、これも以前から質問しておりますが、柳泉園組合における防災対策の具体化を進めるべきではということで、特に厚生施設を中心とした当組合の施設で避難所としての役割を果たせるのではないかとということで提案もしておりますが、関係3市との協議をしたいということまでは御答弁いただいていると認識しておりますが、それから幾らか時間が経過してまいっておりますので、協議等がどのような形で進められているのか、進捗のところをお聞きしたいと思います。特にこの点は、私は避難所ということで申し上げておりますが、組合が持っているそもそもの役割、廃棄物の処理という観点でも、防災、いざ大きな地震等が起こった場合に処理をすべき廃棄物が生じたときにどうしていくのかということは、東京都とのかかわり、他団体とのかかわりということもあると思いますので、そういう点でも協議をされている部分があればお答えいただきたいと思います。

大きく4点だと思います。お願いします。

○技術課長（佐藤元昭） 大規模補修のスケジュール等につきましてですが、経過といたしまして、従前から当初5年で大規模補修について検討してまいりましたが、メーカーとの打ち合わせの中で、5カ年計画ですと10年間の延命にしかならず、柳泉園クリーンポートとして25年で幕を閉じてしまうという形になってしまいます。焼却施設は、一般的に30年を目安に更新等の計画を立てるということですので、5カ年から10カ年計画にして、クリーンポートといたしまして30年間稼働できるように計画を変更して、検討してまいりました。その中で、検討している最中ですが、助役からお話がありましたように、基本的には、新炉、新設の焼却施設に関しましては、DBO（デザイン・ビルド・オペレート）で長期包括、一括で20年の契約。例えばこの辺ですと、ふじみ衛生組合などが行っているのは承知していたところですが、柳泉園組合のように、おおよそ15年たったところで途中からの包括的な委託は難しいのではないかと考えていたところ、他団体で15年たったところでの柳泉園で言う大規模補修も含めた包括委託、15年間の長期継続契約をしたという実績を知り得まして、柳泉園にも当てはまるのではないかとということで、再検討いたしました。10年計画と長期包括的な委託、両方の路線で検討してまいりまして、コストがどれぐらい安くなるのかということころは、15年間の包括的な委託についての見積もりを今依頼しているところで、9月中には出てくると思います。その結果を見て、コスト的にかなりリーズナブルになるのであればそちらに移行していく、大してメリット

がないのであれば今までの計画どおりに進めていきたいと、今、2方向から検討している状況ですので、もうしばらくお時間をいただきたいと思っております。

また、新聞報道されていたがれきの関係ですが、このことに関して、柳泉園組合に特に調査等もなく、こういうことをやりましたという報告もなく、私どもも新聞の報道を見て知り得たということでございまして、もともと東京都が音頭をとって震災がれきを広域処理したものですから、東京都が始めてから終わるまでの経過を踏まえて独自に作成したものではないかと思っているところでございます。

○施設管理課長（中村清） 厚生施設の利用者減少につきまして、その何か対策を考えているのかどうかということでございますが、実は浴場施設でございまして、今年度から実施しているものがございまして、それは変わり湯と我々は呼んでいるものでございます。今までは毎月第1日曜日に田無浴場組合と合同での生薬湯を実施しているところでございます。そのほかに、組合独自の変り湯を毎週水曜日に行っております。これは生薬とは若干違いますが、においや色で非常にリラックスできるものではないのかということで、インターネットや館内にも掲示してございます。それで今回は、本当に若干でございますが、0.4%、90人の増加となりました。これが継続してこのようになっていただければよろしいと思います。行ったことといたしますと、そのようなことでございます。そのほかに、前回もお話ししたと思いますが、住民からいろんな要望書をいただきまして、なるべくそれに沿った形で実施できるものは実施したいと考えておりまして、カラオケセットの更新もその1つでございます。

それから、最後の防災対策はどのようになっているかと、その後、関係市と協議しているのかということでございますが、現在は、実のところ、まだ協議までは至っておりません。関係市からはそのような協議を求められているところではございません。

○3番（村山順次郎） 最後のところから聞きますが、防災の関係ですが、進捗はないということです。求められていないというおっしゃり方でありました。いろいろ私なりに思いつくことを提案もさせていただいているところで、一方で、やはり厳然と柳泉園組合という施設があって、大きな地震が仮に起こっても建物自体の耐震性等は十分あり、また、ライフラインが供給される限りは焼却施設としての機能は果たし得ると、そういう御説明が以前ありました。そういう施設である以上、周辺住民の皆さんは、いざ大震災ということになった場合は、一定の役割を柳泉園が果たしてくれるのではないかという期待をする声というの私も実際には聞いております。一方で、いろいろお聞きをいたしますと、グラ

ウンドにいつとき避難場所という指定はあるものの、避難を受け入れる体制というか構えというものは今のところ、まあ、施設として避難所としてのように受け入れる予定はないということもあったわけで、当然できること、できないこと、体制の問題もありますから、優先すべき課題ということもあると思いますので、できること、できないことを整理していくということは必要なことと思います。一部事務組合でございますから、構成3市との協議ということが必要になるかと。特に所在地が東久留米でございますので、東久留米との協議ということも必要かと思えます。御答弁だと、構成3市から何らかのアプローチがあったらそれを受け取ると、そういうスタンスなのか、私はそれでは不十分ではないかなと思えますが、その点、再度少しお聞きをしたいと思えます。

それで、厚生施設のサービス向上というか、利用率を上げるための取り組みということで、変わり湯をやられていると。将来的にはカラオケセットの更新なんかもしたいということで御説明がありました。変わり湯というのは、こちらにお伺いしたとき、入浴剤なんかも少し見せていただいたことがあるんですが、これはいつからやられていることでしょうか。お聞きをしたいと思えます。

あと、情報提供のことですが、恐らくそんな形ではないかなと思えました。私は、ホームページで、熟読ということには少し至っていないのですが、ざっと見た感じでは、やはりどういう取り組みだったかということの経過を説明しているもので、新聞報道では、他の団体、他の自治体にとって防災対策や復興計画策定の一助になってほしいと、将来の大震災に備えて対策、計画に生かしてほしいということでありましたから、当組合にとっても将来の課題に生かしていくべき情報の1つだと思いますので、把握に努めていただきたいということと、まあ、新聞報道自体も、この記録がホームページに上程されたのが3月ということになっているのですが、報道が8月ということで、環境局もあまり積極的にアピールしなかったのであろうし、一議員の立場からすれば、なかなかこういうものを日々ウオッチするというのは難しいところもありまして、組合としてつかんだ情報については、適時議員にも情報提供いただくようお願いをしたいと思えます。これは一応要望で。

あとは、大規模改修のことですが、一応御説明はわかりました。コストの比較をされるということですので、議会側にも選択肢A、選択肢Bと、これが幾ら幾らということで比較ができる御説明ないし資料を御用意いただきますようお願いいたします。9月には見積もりが届くということですから、次回の定例会ぐらいには少しそういうものが見えてくるのかなと理解をいたしました。これも要望です。

○助役（森田浩） 1点目の防災関係でございますが、ただいま課長から答弁させていただいたとおり、具体的な動きはありませんが、考え方といたしまして、現在、柳泉園のグラウンドは東久留米市の防災計画におけるいっとき避難場所になっております。当然それなりの役割を担って、災害が発生した場合にはいっとき避難場所としての役割を柳泉園としても一体となって果たさなければいけないと思っております。

また一方で、柳泉園がこのような特殊な建物で、夜間も開かれておりますので、これらを踏まえてこの施設がどのように活用できるかということも、柳泉園としての考え方はまとめていかなければいけないと思っております。今後、事務連絡協議会の中で、各市が防災計画に取り組みただけなのかということを含めて、少し検討させていただきたい。柳泉園からも問いかけはさせていただきたいと思っております。

また、東村山との関係もございます。むしろ東村山が近隣で近いものですから、災害の場合には、東村山の市民の方も来た場合にはどのような対応を図るということも考えておかなければいけないことなので、その辺は今後の課題としていろいろ検討はさせていただきたいと思っております。

それから、クリーンポートの大規模改修の関係でございますが、スケジュールとしては、今年度いっぱい整備計画を立てるということで、8月が11月になったということで御理解いただきたいということで、理由は先ほどお話しさせていただいたとおりですが、考え方としましては、今までは運転管理は運転管理で委託、整備は整備で委託、違う契約を別個にやっていたのですが、いろいろ調査したところ、それを一括で、なおかつ長期でやった場合にはいろいろメリットがあるということがありましたので、その辺も柳泉園としては検討課題にして、なるべく節減を図っていかなければいけないと考えております。従来の方で実施した場合には何年間で幾ら、今回、長期包括で契約した場合には幾ら、これだけのメリットがあるという形で、年次的な比較表はお示しはさせていただきたいと思っております。

○施設管理課長（中村清） 変わり湯を何月から実施しているのかということでございますが、今年度4月からやっておることでございます。

○3番（村山順次郎） 変わり湯のことは、了解いたしました。お風呂は、おっしゃるとおり、比較的利用者数ということで言うと落ち込みは大きくはないとは思いますが、他の厚生施設の問題もございますので、それぞれ対策をとっていただきたいということは重ねて要望したいと思います。

それで、防災の関係は、柳泉園としてもできることを整理していくということですので、それはお願いしたいと思います。周辺の東村山ということもございましたが、周辺の小学校等の避難所がいっぱいになってということもあり得ないとは言えませんので、そうなったときに、施設がある柳泉園ができることは何かということをおあらかじめ考えていったほうがいいのかと。あるいは、こういうことはできます、こういうことはできませんということは整理していただきたいと思います。

それで、大規模修繕のことで少し1点質問しようと思っていたことが漏れてしまったのですが、担当の課長から冒頭説明があって、5カ年計画で考えていたが、メーカーとの協議の中で、それだけだと10年間の延命にしかない。そうすると、合計して柳泉園クリーンポートとして25年間しか稼働ができないということの御説明があって、その後、一般的には30年ぐらい動かすものだということの御説明もあったかと思います。当然クリーンポートを建てるときには30年以上稼働させることを想定されていたのかともとれるのですが、これは何らかの理由で当時想定したよりも稼働期間が短くなってしまったという意味なのか、それとも、もともと25年ぐらいを想定していたということなのか、少しその関係がわからなかったので、御説明お願いいたします。

○技術課主幹（鳥居茂昭） 耐用年数の関係についてお答えさせていただきます。

大規模改修を始めるときに、まず、ここを建設したメーカーと耐用年数の関係についても協議はいたしました。

それで、ここを建設したときにつくった資料の中には、耐用年数のことについては何も書いてございません。それで、メーカー側にヒアリングしたところ、一般的な考え方として、東京都清掃局（当時）、厚生省、それから日本環境衛生施設工業会等の資料があるのですが、そういう中で考えると、厚生省、国の考え方としては、クレーン本体ですとか、ボイラーですとか、タービン発電機等については15年が一般的な耐用年数であると考えていて、メーカー側としても、クリーンポートを設計するときには15年で設計しております。15年たったところで、建物本体は別ですが、機器は大幅な更新が必要になってきますという回答をいただきました。

そこで、当初、5年間の大規模補修を行ったところ、その後、通常オーバーホールを繰り返すとメーカーとして何年程度クリーンポートを稼働させることができると考えますかとヒアリングしたところ、5年間の補修に対して都合5年間の一般オーバーホールで、全体的に言うと竣工から25年であると我々としては情報をいただきました。

ただ、その他の資料等を見ていくと、東京都の清掃局（当時）については、ボイラーについては30年間と一応耐用年数を考えているようです。ただ、これにつきましては、竣工から30年間何もしないでも30年動くということではなく、補修を繰り返すことにより30年間稼働できると、ボイラーが使えると考えているようでございます。

それで、東京都の過去の清掃工場の建てかえ等についての運転期間がどのぐらいなのかということですが、昭和50年代に建てられた清掃工場につきましては、竣工から33年が世田谷、葛飾が25年ですとか、大井が28年というところで、竣工から停止して、その後、建てかえとなっているようです。ただ、この建てかえにつきましては、昭和50年の後半に行われた建物の耐震の基準、こちらが大きく影響しているようで、機器の更新に伴って延命化するにしても、建物の耐震が得られないということもあるようですので、東京都清掃局、今、東京都二十三区清掃一部事務組合になっておりますが、工場につきましては、最近、建物を壊して大幅な建てかえを行っているようです。近隣ですと、世田谷と、それから練馬の工場も新しい建物になると聞いております。

柳泉園組合のこれからの考え方ですが、竣工から25年ですと少し短いように考えます。それで、当初の5年間の大規模補修については、それを10年間の大規模補修として緩やかに行っていきながら、その後、終了後、5年間の通常オーバーホールを行うことにより、大規模改修開始から次の停止までの間を15年間と仮定いたしまして、先ほど技術課長が答弁したように、25年間で30年間と、この時点で今考えているところでございます。それはもともとメーカー側から、つくったときに資料に残っておりませんでしたので、そういう考え方を今、技術課として持ちながら動いているということでございます。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○2番（近藤誠二） 私からも、大規模改修について少し質問させていただきたいと思うのですが、先ほどのお話だと、8月に出てくるものが11月という話だと思うのですが、まず1点確認したいのは、これは11月までに長期包括委託にするのか、それとも従来どおりの5カ年計画でやるのか、どちらか決まった段階で今度の定例会のときに案として出てくるということなのかどうかというのが1つと、あと、以前の話であれば、平成27年度から行っていくということであると思いますので、これが少しおくれることによって、その計画自体もずれていく可能性はあるのかなのかというところが1つ。

あと、長期包括委託を行った場合、いろいろなメリットがあると、そういうようなお話があったかと思いますが、他のこういった施設でもやはり長期包括委託に変更していると

いう事例があるということなので、こういった話になっているということは、やはりそれなりのメリット、どういった、具体的なコストの部分だとは思いますが、そういうのがあるからこういった話になってきていると思うので、もう少しその辺のところを詳しく御説明いただきたいというのが1つです。

あと、前回にも私は質問したのですが、話が変わりまして、見学者についてですが、前回の定例会で、親子で施設を見に来られるように、より見に来られる体制ができるような形をとっていただきたいということで少し質問をしたことがあるんですが、そのときに、7月30日に親子見学会というのをやっているかと思うのですが、何人ぐらい、何組ぐらい来られたのかと。それで、この資料を見ると、6月だと3市の合計が493名、7月だと310名と、6月のほうが見学者が多いのかと。7月30日に親子見学会をやっているはずなので、6月よりも少ないというのは少し。まあ、学校からのそういう見学で来ているというのもあるとは思いますが、少し寂しい数字なのではないのかと思うので、7月のその親子見学会、何人、何組来たのかというのを伺いたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） まず、大規模補修の件でございますが、11月までに方向性を出すつもりです。なぜかといいますと、やはり見積もりをいただいて、本当にメリットがあるのかどうかを確認しなければどっちにするかが決まりませんので、長期包括でメリット、デメリット等を踏まえながら、11月までにはどっちの方向で進めたいのかということを決めたいと思っております。

また、長期包括的な委託を行う場合、やはり翌年度、コンサルタントを入れて、仕様書等を煮詰めて話を進めていかなくてはいけませんので、1年間ずれ込む形になると思います。ですから、28年度の途中から、4月1日は難しいと思います。10月以降からの移行になると考えております。

○総務課長（新井謙二） それでは、見学者の件でございます。

7月30日に行いました夏休みこども見学会でございますが、当日におきましては11名がお見えになりました。内訳といたしましては、子供が6名ございました。

それから、5月、6月、7月の見学者でございます。助役からも報告のあったとおり、15件中12件が小学生の見学でございます。あと、昨年と比較をいたしますと、合計分におきましては昨年より約230名ほど増となっている状況でございます。

○技術課長（佐藤元昭） すみません、1点漏れまして。実際に15年たったところから15年間の長期包括契約を行ったところの話ですが、これは長期包括をすることによって

廃棄物処理施設の安全、安定的運営管理や経費節減が図られるということで、15年間の包括委託を行ったということでございます。

○2番（近藤誠二） ありがとうございます。

大規模の修繕の件に関しましては、基本的に安くそういった形が取り組めるのであれば、それにこしたことはありませんので、そういった選択肢ができるということは非常にいい話だと私は思っていますので、28年、少しずれる可能性があるという話ですが、もしメリットがあるようであれば、ぜひそちらにかじを切っていただきたいなと思います。

あと、こども見学の件ですが、11名という話ですが、これは夏休みの企画の1つだと思うのですが、やはり11名だと少し寂しいなと、親子で来てそういった施設を見学していくというのは、ごみの減量とか、そういったものを考えてもらうのには非常にいい機会だと思いますので、これは平日にやっていると思うのですが、1日に限定してやっているという理由というか、そういったものは何かあるんですか。例えば夏休みであれば、第何週月曜日から金曜日まで、私は土日のほうがいいと思っているんですが、皆さんの就業体制とかもありますので、見学週間みたいな、何かそういった形で1週間にわたって告知してやってみるのも1つ可能なのではないのかと思います。その辺のことができるかどうかということと、あと、すみません、この行政報告の資料で、見学者の状況という数字がいろいろ書いてありますが、これは1つ少しお願いというか、団体で来られているのと多分個別に来られているというのが合わさった数字だと思うのですが、これを例えば分けて表示することというのは可能なかなと思っているのですが。もう少し私は個人で気軽に来て見られる、そういうような体制をぜひとっていただきたいなと思っているので、その辺の数字の違いがこれだと少しわからないので、そういったことが可能かどうかというのを伺いたいと思います。

○総務課長（新井謙二） まず、夏休み見学会を1回とした理由でございますが、過去におきましてはやはり1回で行っておりまして、大体過去におきましては平均しますと三十数名ほどがお見えになっております。1回でできる人数というのが大体30名程度と考えておりますので、そのままずっとそれを継続いたしまして、夏休み見学会におきましては1回ということでございます。

見学者におきましては、小学4年生におきましてはほとんどの方が社会科見学でお見えになったという状況もあると思いますので、今回におきましては11名という、人数が少なかったのですが、例年行ったとおり、大体30名程度でございます。そういう状況で

ざいます。

それから、見学者状況の分けでございしますが、こちらにおきまして分けることは可能でございしますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（野島武夫） ほかにございしますか。

○8番（小西みか） すみません、少し二、三点お聞きしたいと思います。

まず、クリーンポートの下水道放流水の測定ですが、これの目的について少し御説明いただけたらと思います。

それと、先ほどの村山議員の防災に関する質問の関連ですが、こちらの施設では、お風呂のあたりとか、室内プールもお風呂に、温水プールということなので災害時にはお風呂という形でも使えるのかなと思いますので、そういう点での災害時の対応ということも、東久留米市が中心になると思いますが、そうした連携というところもぜひ御検討いただけたらと思っています。

先ほどの下水道の放流水のことについて、お答えをお願いいたします。

○資源推進課長（千葉善一） まことに申しわけございません、下水道の、前段は聞き取れたのですが、後半はどういった質問なのか、申しわけございません。

○8番（小西みか） すみません、下水道放流水の測定の目的ということですが。

○資源推進課長（千葉善一） し尿処理のほうでよろしいわけですね。

○8番（小西みか） すみません、クリーンポートの。

○技術課主幹（鳥居茂昭） クリーンポートの下水道の放流の目的でございしますか。測定の。

○議長（野島武夫） 暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（野島武夫） 休憩を閉じて再開します。

○技術課主幹（鳥居茂昭） 下水道放流の測定ですが、まず、東久留米市との間で下水道に関する協定がございします。それから東京都の下水の排除基準というものもございしますので、下水道に水を流す場合には、その排除基準内に工場から出ているものがきちんと入っているかどうかということを示すために測定をしております。

○8番（小西みか） 聞き取りにくくて、申しわけありませんでした。

そうしますと、その規定、基準に従って、その項目について測定を行っているということだとは思いますが、東日本大震災のあの原発事故の後、やはり下水道にかなり放射性物質が流れている、そして最終的に水再生センターに汚泥としてたまっているということがかなり問題になっていたかと思うのですが、以前も多分申し上げたと思いますが、この下水道の放流水の測定の、今、国や都の基準の中には恐らくその項目がないということでやっていっしょらないということだと思うのですが、今後のこともありますので、あと、今どれくらいの濃度になっているのか、落ちついているのかということも調べておく必要があるのではないかと考えています。

排水というと、クリーンポートで使った水というのはどういったものを、例えば焼却灰を冷やすとか、そういう直接的に放射性物質が出るものに関係した排水なのか、それとも、全くそういうものに関係ない、機具自体を冷やすようなことで使われているということで、放射性物質には関係ないという判断でこの測定の中に含めていっしょらないと、そういうこともあるかと思しますので、その辺のことについてももう少し御説明をお願いいたします。

○技術課主幹（鳥居茂昭） クリーンポートから下水に放流している水の関係ですが、1つには、議員がおっしゃるとおり、機器冷却水と申しまして、車のラジエーターの水みたいなもので、各機械を冷やすための水でございます。これは、例えばポンプですとか、それから水冷ジャケットですとか、そういうところの機械の内側に水を循環させまして、大きい水のため場からオーバーフローした分が下水道に流れていくものでありますので、これについては機械、金属類を冷やすものでございますので、放射性物質が含まれるということは考えておりません。

それともう1つ、焼却炉の中のところから例えば清掃時に灰がこぼれるですとか、それから何らかのことで灰が出てきたものにつきましては、これは床を洗淨いたしますので、その床洗淨水につきましては、全て地下の排水処理施設に一旦ためられます。そこで、沈殿処理といいまして、灰を沈殿させまして、上水だけを科学的に処理したものを、これも下水に他の水と一緒に薄めながら流しております。沈殿した汚泥につきましては、脱水機等の機械を使って水分を抜きまして、これは焼却灰と一緒に広域処分組合に運んでいきまして、エコセメント化施設に運ばれていくこととなります。

ですので、床洗淨とかで若干灰がまじることもあるかと思うのですが、排水の絶対量としましては、ほぼクリーンポートの下水の水の中には、含まれているかどうかというのは

少しはかったことがございませんので不明な点もございますが、量としてはそんなに大きな水の量ではないと考えております。

少し補足を技術課長から。

○技術課長（佐藤元昭） 前回の議会の中でもこのことは質問されたかと思うのですが、原発事故以来、環境省から汚染状況調査方法ガイドラインというのがありまして、その中で、特定一般廃棄物処理施設、柳泉園組合ですが、焼却場に関しまして、調査義務の対象となるものが、ばいじんと焼却灰、その他の燃え殻、つまり飛灰と主灰、ごみ焼却場に関しましては、この2点について放射性物質を測定しなさい、その結果を国に報告しなさいと言われていまして、下水道放流水に関しましては義務がありません。ただ、前回おっしゃられていた広域処分場、最終処分場に関しましては、下水放流の放射性物質を調査して国に報告しなさいという義務がございます。ですので、柳泉園組合では今まではかってはございません。ただし、前回、議会でそういう問い合わせがありましたので、来年度、2回程度行えるように予算計上したいなとは思っている次第でございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。またこういう事故が起こるということは望まないわけですが、要は通常の状態というのがどういう状態なのかというのを、今、恐らく落ちついているだろうと予測はされますので、そういう意味でも必要だと思いますし、恐らく事故の後は相当に下水道には流れていたと考えられますので、そういった意味で、今どれくらい落ちついているのかというのを、まだやはり焼却灰とか飛灰というものには、もう多くはないという判断だと思いますが、それなりのベクレル数が測定されているということもありますので、清掃時の、当然にそういう灰といったものが含まれると思いますので、先ほど年に2回くらいは測定していただけると、御検討くださっているということですので、年に何回かということはまた少し別といたしまして、継続的にぜひ行っていただけたらと要望させていただきたいと思います。

○議長（野島武夫） ほかにありませんか。

○4番（大友かく子） すみません、2点だけお伺いをいたします。

1点目が見学者についてですが、社会科見学が今回件数が随分多くて、12件の小学校の社会科見学があったということでした。昨年と同じ第3回定例会での社会科見学の受け入れは8件で603人ということでしたので、社会科見学での受け入れの人数が多かったというのは、先ほども御答弁があったところですが、実際には教育委員会と学校ごとの日程の調整ということが結構難しく、要望があっても必ずしも100%受け入れというの

が難しいのではないかと、それは理解はするところですが、昨年と比べると4件ほど社会科見学の受け入れが実際にはふえている状況が見て取れるのですが、これはたまたま5、6、7月期の社会科見学のマッチングがうまくいったのか、それとも各市で調整を柳泉園組合も含めて積極的にしていただいて社会科見学の受け入れ件数が伸びているのかと、その内実みたいなことをお聞かせいただけたらと思います。

それから、2点目なんですけど、行政報告資料、今回は工事請負契約状況7件、御報告が上がっています。今回の契約を前の契約と比べると、同じような工事内容で、予定価格も同程度というものもあるのですが、よくよく見ますと、工事内容も若干変っているし、予定価格も随分、同じぐらいのものもあれば、金額が大幅に変っているものもあつたりしまして、工事内容が、例えば一番最初の1ページのクリーンポート定期点検整備補修なのですが、前年の契約ですと、焼却炉本体設備が今回は9機器ですが、昨年は8機器だったりと、そういった多少機器の点検内容が違っているんです。それが予定価格に当然反映をしていると思うのですが、その点検内容自体は、機器によって何年ごとに点検をするとか、具体的に職員が通常の運転の中で、そろそろ点検しなければいけないと確認をして今回の契約内容になるのか。それと、経年で劣化をしていくと思うので、予定価格が年次を追うごとに高くなってしまふというのがあるのかなと想像はするのですが、下がったりしているものもあるので、その辺の関係性といいますか、どういうふうに点検内容とか工事内容が決まって、予定価格にどういうふうに反映されるのかと、その仕組みのようなものをお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（新井謙二） それでは、見学者の件でございます。

小学校の社会科見学でございますが、議員おっしゃるとおり、前期の同じ時期におきましては小学校が8件ございました。今期におきましては4件ふえてございます。柳泉園組合で各学校に対してそういった調整をお願いしたことはございません。これにおきましては、多分それぞれの学校で調整なされたと思います。

○技術課主幹（鳥居茂昭） クリーンポートの定期点検整備の関係ですが、年度ごとによってやる内容というのは、基本となるベースというのはございます。毎年度開放点検しなければいけない機械がございますし、数年に1度補修する機械もございます。

前年度と今年度の大きな違いにつきましては1点ございまして、平成26年度につきましては、第1号ボイラー及び第2号ボイラーにつきましては、前回と今回なんですけど、2年に1度の法定点検になってございます。法定点検の内容につきましては、この後行われ

る定期事業者検査を実施し、その後、安全管理審査というのを受けまして、国に2年に1度の火力発電所としての運転許可を得ることになるのですが、そのために、通常オーバーホールを行わない機械を分解点検いたしまして、どの程度劣化しているかというのを書類上起こしまして、そういうものを国に最終的には報告することになるのですが、そういうもので数千万円の違いが出てくることもございます。

それと今年度につきましては、ことしの第1回の定例会の当初予算でお願いいたしました、前倒しでお願いしている機器の一部、初めての更新を含めての部分がございまして、そういうところで昨年とことしにおいて金額が違うところが大きく出ているところも1つございます。

それと、同じような項目で毎年度値段が変わってくるのは、例えば前年度分解点検して中を見たところ、あまり劣化していないので、その機械はやはりオーバーホールはするのですが、前年度ほど大きく手を入れないで、それを翌年度に持ち越すことが可能だと我々職員が判断した場合には、同じ機器の名称にはなるのですが、やることが変わってきますので、金額としては上がったり下がったりということになるのですが、議員おっしゃるとおり、全体的には機器が劣化してまいりましたので、定期点検整備にかかる費用は、竣工当時から比べると全体的には上がる傾向にございます。

○4番（大友かく子） 御答弁ありがとうございました。

社会科見学なんですけど、特段柳泉園から働きかけというのはないと。それはそうなんだと思うのですが、西東京市は、前にも言ったかもしれませんが、19校小学校があって、必ずしも日程の調整の関係で全校が柳泉園の施設を見学できるわけでもなくて、残念ながら23区の焼却施設を見たりとかということが起こっているんです。そうすると、基礎自治体でごみの減量に取り組んでいて、実際に柳泉園に運び込まれたものがどういうふう処理をされているということを知ることによってごみの減量とカーサイクルの推進ということに大きく貢献をしているのがこの社会科見学の授業だと思っているので、これはそれぞれの自治体のごみの担当課と教育委員会、それから学校現場の調整になると思うのですが、できる限り、学校の今忙しい教育環境の状況ですが、できるだけ1校でも多くの学校が社会科見学を毎年柳泉園に来られるように、各団体との綿密な協議をしていただければと思います。これは要望で終わります。

あと、工事請負契約の中身についても、御丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。これまでも工事の内容とその価格が適正なのかというのが議会側で点検をする

のがすごく難しい、専門的なものになりますからね、そういった質疑が多かったと思います。それで、先ほどから質疑がありました長期包括委託の導入なんですけど、全体的にはコストの圧縮につながることは理解しておりますし、負担金で運営されていますから少しでも圧縮していただきたいと思うのですが、長期包括委託になりますと、具体的には運転管理と維持管理ということなので、直接的には工事の契約内容ということではないのかもしれませんが、長期で一括になると、なお議会から見た点検といいますか、そういうところに大きな課題が出てくるのかなと思いますので、11月ごろまでに計画を策定されるということなんですけど、先ほどから要望が出ております、さまざまな想定を議会にも提示をいただいて、議論できる場を保障していただければと思います。これも要望で終わります。ありがとうございました。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（野島武夫） 続けさせていただきます。

「日程第5、議案第7号、工事請負契約の締結について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第7号、工事請負契約の締結についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、ごみ焼却施設クリーンポート1号炉の関連設備機器及び共通設備機器の定期点検補修並びに経年劣化により緊急を要する設備等の更新について、平成26年7月31日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

まず、1の契約目的でございますが、年間を通して安定したごみ処理を行うために、クリーンポート定期点検整備補修を実施するものでございます。

次の2の契約方法でございますが、クリーンポートは、特殊な機械設備が複雑に関連し

た焼却施設であり、点検整備補修を限られた期間で適切に実施するには、その仕様、性能等を熟知し、かつ定期点検補修を実施する知識、技術、工程管理能力等を有している必要がございますので、柳泉園組合契約事務規則第46条第2項第1号の規定によりまして、クリーンポートの設計、施工業者の維持補修部門である会社と1社特命の随意契約によるものでございます。

次に、3の予定価格でございますが、2億9,655万4,000円でございます。

4の契約金額でございますが、2億9,534万40円でございます。

次に、5の契約期間でございますが、契約確定日から平成27年1月16日まででございます。

次、6の契約の相手方でございます。住重環境エンジニアリング株式会社でございます。

次に、7の支出科目でございます。記載のとおりでございます。

続きまして、資料におきましては、担当の技術課主幹より説明させていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○技術課主幹（鳥居茂昭） それでは、議案第7号資料1ページをごらんください。

1、一般概要につきましては、1号焼却炉・ボイラー共通設備機器及び蒸気タービンの点検整備補修の実施でございます。ボイラーの設備につきましては2年に1度の法定点検を実施し、経年劣化している灰積み出しホッパーの更新及び灰クレーン等の整備がこの中に含まれております。

2、件名、3、補修場所、4、契約方法につきましては、記載のとおりでございます。

5、契約金額は、2億9,534万40円となります。その内訳等につきましては、後ほど補修内容のところでお説明いたします。

2ページをごらんください。

6の契約の相手方は、住重環境エンジニアリング株式会社となります。

7、契約期間は、契約確定の日から平成27年1月16日までで、主な機器の補修につきましては、9月後半から11月半ばまでを実工期期間と考えております。

8の補修内容について御説明いたします。

(1) から (15) まで番号が振ってございますが、この番号は資料の最後に添付している色分けをした図の番号とリンクしてございますので、後ほど御参照いただければと思います。

(1) 給じん設備は、主なものとして、当初予算で緊急箇所として説明いたしましたご

みホッパーシュート一式の交換補修となります。工事費は1,765万8,000円となります。

(2) 焼却炉本体施設は、毎年度実施している損耗の激しい火格子等の交換、耐火物キャスター等の補修に加え、法定点検に伴うバーナー類の点検及び当初予算で緊急箇所として説明いたしました主灰シュートの全面交換が主なものとなります。工事費は3,351万5,000円となります。

(3) 灰処理設備につきましては、毎年度実施しているコンベヤ等の開放点検に加え、当初予算で緊急箇所として説明いたしました灰積み出しホッパーの交換及び灰クレーンの補修が主なものとなります。工事費は5,289万6,000円となります。

(4) 通風設備は、毎年度実施している押込送風機等の開放点検となります。工事費は58万7,000円となります。

(5) 煙道・煙突設備につきましては、毎年度実施している送風機関係の開放点検補修及び当初予算で緊急箇所として説明いたしました蒸気式空気予熱器の更新が主なものとなります。工事費は1,123万1,000円となります。

(6) 集じん設備は、毎年度実施しているろ過式集じん機・減温塔の開放点検補修及び薬剤供給装置の分解補修、ダストコンベヤ等の消耗部品の交換が主なものとなり、工事費は1,493万7,000円となります。

3ページをごらんください。

(7) 窒素酸化物除去設備につきましては、毎年度実施している同設備の分解点検補修となります。工事費は437万円となります。

(8) ボイラー設備につきましては、ボイラードラム・ボイラー本体・給水ポンプ等毎年度行っている開放点検に加え、2年に1度実施している法定点検箇所が補修箇所として追加されます。工事費は2,459万9,000円となります。

(9) 発電設備は、劣化の進んでいる電子ガバナの更新、2年に1度実施しているタービンのオイル交換等の補機類の整備を中心に実施いたします。工事費は1,686万8,000円となります。

(10) 純水設備は、毎年度実施している同設備の分解整備で、工事費は667万5,000円となります。

(11) 蒸気復水設備につきましては、毎年度実施している復水設備の開放点検補修に加え、劣化の進んでいるファン用減速機の更新が主なものとなります。工事費は1,545

万5,000円となります。

(12) 給水設備は、毎年度実施している冷却塔関係の点検整備及び冷却塔ファンの更新が主なものとなります。工事費は730万2,000円となります。

(13) 余熱利用設備は、配管等の補修を実施し、工事費は60万1,000円となります。

(14) その他設備につきましては、1号炉から3号炉の共通設備であるコンプレッサーを中心に毎年度実施している分解点検を実施いたします。工事費は676万6,000円となります。

(15) 電気計装設備(機械付)は、焼却炉を制御しているシステムコンピューターの内部部品の交換など制御系システムの補修を実施いたします。工事費は83万5,000円となります。

以上の補修内容に環境対策費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費・消費税等を加えた総額が2億9,534万40円となります。

説明は以上でございます。

○議長(野島武夫) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けします。

○8番(小西みか) 今御説明いただいた最後の環境対策費と一般管理費について、主な内容を少し御説明いただけたらと思います。

○技術課主幹(鳥居茂昭) 環境対策費につきましては、焼却炉を開放点検する場合に、焼却炉の中から焼却灰等が外へ出ないように、ダイオキシン類が含まれている焼却灰が環境に与える影響をなくするために、仮囲いをつけたりですとか、それから、作業員の方々が着る白いタイベックと言われる防護服があるのですが、そういうものですとか、それから、ダイオキシン対策に適しているマスクや手袋、そのようなものの費用が環境対策費となっております。

一般管理費につきましては、一般的な経費の1つでございます。

○8番(小西みか) すみません、その一般的な経費ということだったのですが、主にどのような内容があるのか、例示ということで結構なんですけど、御紹介いただけたらと思います。

○施設管理課長(中村清) 諸経費がいろいろございます。共通仮設費、現場管理費、一般管理費等々ございますが、これはそれぞれの率で決まっております、この率と申しま

すと、組合が持っております積算基準がございまして、その率をはじき出しているところでございます。そのはじき出すもとになりますのは、前々からもお話ししていると思いますが、国土交通省の資料、あるいは東京都の関係した資料、その辺を用いて、その率をはじき出して、組合の積算基準としているものでございます。

まず、共通仮設費を少し御説明いたしますと、この共通仮設費というものは、工事をやるための準備費用になるものでございます。例えばスーパーハウスをつくったり、あるいは宿舎と仮設建物、それから工事の道路とか水とか、そのほか安全管理や養生等の環境を安全にし、及び電気の引き込み等々の光熱費等々を賄えるものが含まれておるものでございます。

それから、現場管理費といいますのは、現場作業者の労務管理に関する費用でございます。安全衛生費及び研修にかかる費用、それからいろんな保険等々がございます。

そして、最後の小西議員の御質問でありました一般管理費とは何か。これは純粹に従業員の給料、役員報酬等、会社の経費に当たるものでございます。

○助役（森田浩） 少し補足させていただきたいのですが、一般管理費につきましては、国土交通省とか、いろんなところで規定してございまして、その内容としましては、建築工事とか電気設備工事、またプラント設計や設備工事とか、それによって工事原価の500万円以下とか、例えば500万円を超えて30億円以下とか、決まりがありまして、その場合には何%の一般管理費が適当ですよということで決まっております。例えば500万円以下でしたら、建築工事の場合は全体の11.26%を一般管理費として、それ以下でしたらいいですよという形で全部決まっています。ですから、それをもとにして設計されるわけですね。

それで、一般管理費が何に使われているかといいますと、主に役員報酬とかいろいろ、企業のごく一般的な経費ですが、報酬とか、福利厚生費とか、交際費とか、減価償却費とか、いろいろ、企業が運営していく基礎的な一般管理費に使われるということでございます。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって、議案第7号、工事請負契約の締結についての質疑を終結いたします。

これより議案第7号、工事請負契約の締結についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第7号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 「日程第6、平成26年度柳泉園組合行政視察の実施について」を議題といたします。

本件については事務局より説明をいたさせます。

○総務課長（新井謙二） それでは、平成26年度柳泉園組合行政視察につきまして御説明申し上げます。

本年度の行政視察は、10月15日（水曜日）を予定しております。

まず、1の視察目的でございますが、こちらにおきましては、分別収集された容器包装プラスチックとペットボトルのリサイクルを行っている日本容器包装リサイクル協会指定の工場を視察することにより、今後の事務事業を遂行するための参考とするものでございます。

次に、2の視察先でございます。2カ所とも川崎市川崎区にある工場でございます。まず、1カ所目のJFEプラリソース株式会社は、容器包装プラスチックを材料として、プラスチックボード・NFボードを製造している工場でございます。このNFボードは、選挙用ポスターの掲示板やコンクリートの型枠パネルなどに利用されております。次に、2カ所目でございます。JFE環境株式会社は、使用済みペットボトルから再生ペットフレックを製造している工場でございます。この再生ペットフレックは、繊維製品やシート製品などの原料となるものでございます。なお、両工場とも、工場内での撮影は会議室以外禁止となっているところでございます。

次に、3の実施日及び行程につきましては、10月15日（水曜日）、借り上げバスを使用した日帰りで、午前9時30分に柳泉園組合を出発し、食事休憩後、午後1時からJ

F Eプラリソースを1時間半程度、次にJ F E環境を1時間程度視察していただきます。
午後3時30分過ぎに現地を出発し、午後5時30分ごろ柳泉園組合に帰着する予定でござい
ます。

最後、4の参加人数につきましては、記載のとおり23名を予定しております。

なお、次のページ以降でございます。参考資料といたしまして、J F Eプラリソースと
J F E環境の事業内容及びリサイクルフローでございますので、御参照いただければと思
います。

説明につきましては以上でございます。

○議長（野島武夫） これより行政視察に対する質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。平成26年度柳泉園組合行政視察につきましては、ただいまの報告
のとおり実施いたしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。

それでは、以上のとおり決しました。御参加のほど、よろしく願いいたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成26年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 野 島 武 夫

議 員 齊 藤 あき子

議 員 小 西 み か